

志布志市東京圏移住支援事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、鹿児島県まち・ひと・しごと創生総合戦略及び志布志市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から本市への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消を図るため、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、志布志市補助金等交付規則（平成18年志布志市規則第38号。以下、「交付規則」という。）、かごしま移住就業・起業支援事業実施要領（以下、「県実施要領」という。）及び法令等に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、申請時において次の第1号から第8号のいずれにも該当する者で、かつ第9号、第10号または第11号のいずれかの要件に該当するもの（世帯者に交付する東京圏移住支援事業補助金については、併せて第12号の要件に該当する者）とする。

- (1) 住民票を移す直前の10年間のうち通算5年以上、東京都区部に在住又は東京圏のうち条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京都区部に通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。次号において同じ。）をしていたこと。
- (2) 住民票を移す直前に1年以上継続して、東京都区部に在住又は東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住し、東京都区部に通勤をしていたこと。ただし、東京都区部への通勤の期間については、住民票を移す3月前までを、1年以上継続する通勤の期間の起算日とすることができる。また、東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京都区部の大学へ通学し、東京都区部の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。
- (3) 令和元年10月3日以後に本市に転入したこと。
- (4) 申請時において、転入後1年以内であること。
- (5) 申請日から5年以上継続して本市に居住する意思を有していること。
- (6) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有している者でないこと。
- (7) 日本人であること、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者の在留資格を有していること。
- (8) 市税等を滞納していないこと。
- (9) 申請日前1年以内に鹿児島県が実施する起業支援事業に係る起業支援金（以下「起業支援金」という）の交付決定を受けていること又は次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

ア 勤務地が鹿児島県内に所在すること。なお、県外のマッチングサイトに掲載されている対象求人就業する場合は、鹿児島県内に移住する場合に限り、これを妨げるものではない。

- イ 就業先の求人が、鹿児島県が運営するマッチングサイトに移住支援金の対象として掲載されている求人であること。
 - ウ イの求人への応募日が、鹿児島県が運営するマッチングサイトに当該求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
 - エ 3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
 - オ 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
 - カ 当該法人に申請日から 5 年以上継続して勤務する意思を有していること。
 - キ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (10) 専門人材であり、鹿児島県が実施するプロフェッショナル人材戦略拠点事業又は国が実施する先導的人材マッチング事業を利用して就業した者で、次に掲げる事項の全てに該当すること。
- ア 勤務地が東京都区部以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
 - イ 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
 - ウ 当該就業先において、申請日から 5 年以上継続して勤務する意思を有していること。
 - エ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
 - オ 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。
- (11) テレワークをする者で、次に掲げる事項の全てに該当すること。
- ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。
 - イ デジタル田園都市国家構想交付金(デジタル実装タイプ(地方創生テレワーク型))又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。
- (12) 申請者を含む 2 人以上の世帯員が次に掲げる要件のいずれにも該当すること。
- ア 住民票を移す直前において、同一世帯に属していたこと。
 - イ 申請時において、同一世帯に属していること。
 - ウ 第 3 号、第 4 号、第 6 号及び第 8 号のいずれにも該当すること。

(補助金の額)

第 3 条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 2 人以上の世帯 100 万円
- (2) 単身者 60 万円

2 前項第 1 号に該当するものが 18 歳未満の世帯員を帯同して移住する場合、18 歳未満一人につき 100 万円を加算する。

(補助金の交付申請)

第 4 条 補助金の申請者は、志布志市東京圏移住支援事業補助金交付申請書(様式第 1 号。以下「交付申請書」という。)に次に掲げる書類を添えて、市長に対し、その指定する期日までに提出しなければならない。

- (1) 申請者が第 2 条第 1 号及び第 2 号に規定する東京都区部への通勤者で、かつ、雇用

保険の被保険者であった場合は、東京都区部で勤務していた企業等の就業証明書又は離職票等、東京都区部での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことが確認できる書類

- (2) 申請者が第2条第1号及び第2号に規定する東京都区部への通勤者で、かつ、法人経営者又は個人事業主であった場合は、開業届出済証明書等、東京都区部での在勤地を確認できる書類及び個人事業等の納税証明書等、東京都区部での在勤期間を確認できる書類
- (3) 申請者が第2条第2号のただし書に規定する要件を満たす者である場合は、卒業証明書（在学期間や卒業校を確認できる書類）及び東京都区部で勤務していた企業等の就業証明書（移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類）
- (4) 申請者が第2条第9号アからキに規定する要件を満たす者である場合は、当該法人による志布志市東京圏移住支援事業補助金就業証明書（様式第2号）
- (5) 申請者が第2条第9号に規定する起業支援金の交付決定を受けている場合は、起業支援金の交付決定通知書の写し
- (6) 申請者が第2条第11号に規定する要件を満たす者である場合は、志布志市東京圏移住支援事業補助金就業証明書（テレワーク実施用）（様式第3号）
- (7) 世帯全員の住民票の写し
- (8) 世帯全員の移住元の住民票の除票の写し等、移住元での在住地、在住期間を確認できる書類
- (9) 市税等の納付状況調査に関する同意書（様式第4号）
- (10) 世帯全員の県税について滞納がないことが判別できる証明書
- (11) 申請者の本人確認書類
- (12) その他市長が必要と認める書類
（補助金の交付決定及び額の確定）

第5条 市長は、交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、速やかに当該補助金の交付及び額の確定を行い、その旨を志布志市東京圏移住支援事業補助金交付決定及び確定通知書（様式第5号。以下「確定通知書」という。）により補助対象者に通知するものとする。

（補助金の交付請求）

第6条 前条の規定により交付決定及び額の確定を受けた者は、志布志市東京圏移住支援事業補助金交付請求書（様式第6号）に確定通知書の写しを添えて、市長に請求しなければならない。

（報告及び立入調査）

第7条 鹿児島県及び本市は、志布志市東京圏移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、志布志市東京圏移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

（返還請求）

第8条 市長は、補助金の交付を受けた者が次の区分に応じた掲げる要件に該当する場合、補助金の全額又は半額の返還を請求する。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のや

むを得ない事情があるものとして鹿児島県及び本市が認めた場合はこの限りではない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽の申請等をした場合

イ 補助金の申請日から3年未満に本市から転出した場合

ウ 申請者が第2条第9号アからキに規定する要件を満たす者であって、補助金の申請日から1年以内に当該職を辞した場合

エ 県起業支援金の交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

補助金の申請日から3年以上5年以内に本市から転出した場合

(雑則)

第9条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に必要な事項は、鹿児島県と本市が協議して定める。

附 則

1 この要領は、令和元年9月25日から施行する。

2 この要領は、令和2年2月19日から施行し、令和元年12月20日から適用する。

3 この要領は、令和2年12月22日から施行する。

4 この要領は、令和3年4月1日から施行する。

5 この要領は、令和4年4月1日から施行する。

6 この要領は、令和5年4月1日から施行する。

(施行期日)

7 この要領は、令和5年6月30日から施行する。

(経過措置)

8 この要領の施行の際現にあるこの要領による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要領による改正後の様式によるものとみなす。

9 この要領の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。